

○財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（抄）  
（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）

（特定事業を営む会社に対するこの規則の適用）  
第二条 別記に掲げる事業（以下「別記事業」という。）を営む株式会社又は指定法人が、当該事業の所管官庁に提出する財務諸表の用語、様式及び作成方法について特に法令の定めがある場合又は当該事業の所管官庁この規則に準じて制定した財務諸表準則（以下「準則」という。）がある場合には、当該事業を営む株式会社又は指定法人が法の規定により提出する財務諸表の用語、様式及び作成方法については、第六条、第十一条から第十七条まで、第七十九条から第九十八条の二まで及び第七十條から第九十條までの規定にかかわらず、その法令又は準則の定めによるものとす。ただし、金融庁長官が必要と認めて指示した事項及びその法令又は準則に定めのない事項については、この限りでない。

別記「第一条・第二一九条」

- 一（略）
- 二 鋼船製造・修理業
- 三 十九（略）

○造船法（抄）

（昭和二十五年法律第二百二十九号）

（船舶の製造事業等の開始、休止及び廃止）  
第六条 左に掲げる事業を開始した者は、その事業を開始した日から二箇月以内に、その施設の概要及び事業計画を国土交通大臣に届け出なければならぬ。  
一 鋼製の船舶の製造又は修繕をする事業  
二 鋼製の船舶以外の船舶で総トン数二十トン以上又は長さ十五メートル以上の船舶の製造又は修繕をする事業  
三 軸馬力三十馬力以上の船舶用推進機関の製造をする事業  
四 受熱面積百五十平方メートル以上の船舶用ボイラーの製造をする事業  
2（略）  
（業務に関する勧告）  
第七条 国土交通大臣は、前条第一項各号に掲げる事業を営む者に対して、業務運営の改善及び企業原価の適正化等について意見を述べ、又は勧告をすることができる。